

令和7年 第7回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	3
○ 説明のため出席を求めた者	4
○ 議事録作成者	4
○ 議案等審議結果	5
○ 会議の顛末	7

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和7年3月19日（水） 午後2時01分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日 程 番 号	議 案 番 号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議 案 第11号	教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて	
5	議 案 第12号	組織編制に伴う規則改正について (川西市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について)	
6	議 案 第13号	組織編制に伴う規則改正について (教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び、市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程の制定について)	
7	議 案 第14号	川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議 案 第15号	川西市教育委員会事務処理規則及び、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議 案 第16号	川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について	
10	議 案 第17号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
11	議 案 第18号	川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の制定について	
12	議 案 第19号	令和7年度版「川西の教育」について	

13	議案 第20号	「川西の教育」ブランドデザインについて	
----	------------	---------------------	--

○ 出席者

教 育 長	石 田 剛
委 員 (教育長職務代理者)	治 部 陽 介
委 員	金 子 愛
委 員	佐 々 木 歌 織
委 員	倉 見 昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教 育 推 進 部 理 事	下内 卓夫
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
教 育 推 進 部 副 部 長	西山 晋司
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
こ ども 未 来 部 副 部 長	木山 道夫
(こども若者相談センター担当)	
教 育 総 務 課 長	田中 秀弥
教 育 政 策 課 長	富本 幸二郎
教 育 保 育 課 長	三石 基文
留守家庭児童育成クラブ担当課長	川本 圭亮
若者支援・教育相談担当所長	今井 ひでみ

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	石黒 未央
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議案番号	議案名	提出年月日	議決年月日	議決結果
議案第11号	教育委員会事務の補助執行の一部を解除することについて	7.3.19	7.3.19	可決
議案第12号	組織編制に伴う規則改正について (川西市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について)	7.3.19	7.3.19	可決
議案第13号	組織編制に伴う規則改正について (教育委員会権限事務の補助執行に関する規程及び、市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正する規程の制定について)	7.3.19	7.3.19	可決
議案第14号	川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について	7.3.19	7.3.19	可決
議案第15号	川西市教育委員会事務処理規則及び、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	7.3.19	7.3.19	可決
議案第16号	川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について	7.3.19	7.3.19	可決
議案第17号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	7.3.19	7.3.19	可決
議案第18号	川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の制定について	7.3.19	7.3.19	可決
議案第19号	令和7年度版「川西の教育」について	7.3.19	7.3.19	可決

議案 第20号	「川西の教育」グランドデザインについて	7.3.19	7.3.19	可決
------------	---------------------	--------	--------	----

○ 会議の顛末

[開会 午後2時01分]

石田教育長 ただ今より、令和7年第7回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

 まず初めに、本日の出席者を報告いたします。本日は全員出席でございます。倉見委員におかれましてはオンラインでの出席でございます。倉見委員、入室確認をお願いいたします。

倉見委員 入室しております。よろしくお願いいたします。

石田教育長 映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での映像および音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。

 なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長 本日の事務局職員の出欠についてご報告申し上げます。本日は、議題に
（田中） 関係する職員が全員出席でございます。

 どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の議事日程につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。

 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、佐々木委員、治部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

 次に、日程第2「前回議事録の承認」ですが、事務局において調整し、第3回臨時会の議事録の写し、第4回定例会の議事録の写し及び第5回臨時会の議事録の写しをお手元に配布しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、第3回臨時会につきましてご説明申し上げます。

（田中） 第3回臨時会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果、議事録につきましては5ページから6ページまででございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただいています。

 最後に、署名委員は、治部委員と金子委員よりご署名を頂戴しております。

す。

続いて、第4回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果、議事録につきましては5ページから19ページまででございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただいております。

最後に、署名委員は、佐々木委員と治部委員よりご署名を頂戴しております。

続いて、第5回臨時会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果、議事録につきましては5ページから7ページまででございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただいております。

最後に、署名委員は、金子委員と佐々木委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。ただ今の説明について質疑はございませんか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。第3回臨時会の議事録、第4回定例会及び第5回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議事録につきましては承認されました。次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西) 2月分の教育委員の皆さまの活動について報告いたします。治部委員、佐々木委員におかれましては、令和7年度、8年度の「学びの深化」実践指定先の審査会にご参加いただきました。

治部委員、倉見委員におかれましては、桜が丘小学校での意見交流会にご出席いただきました。

佐々木委員、金子委員におかれましては、中学校給食献立意見交流会にご出席いただきました。

金子委員におかれましては、北陵小学校での公開授業研究会や、グランドデザイン検討委員会にご参加いただきました。

主なものではございますが、報告させていただきます。

石田教育長 　ただ今の報告について、補足等、感想やご意見等ありましたらトピックとしてお願いします。

治部委員。

治部委員 　学びの深化のプロジェクト審査会に参加させていただきました。研究報告の結果、審査を通過したチームがどのように研究報告を共有していき、どのように学校に貢献していくのかが気になっています。またどこかで情報共有いただけたらうれしく思います。

石田教育長 　結果報告をまだしていません。基本的に、牧の台小学校が受諾する形となりました。一つは、研修の柱立てが割と明確であること。それから今回、校長会議等の研修で発表していただき、研修の進め方自体が非常に斬新といいますか、計画的に行われているという点で良かったということで、牧の台小学校となりました。

それと、治部委員が問題提起いただきました、幼児教育保育施設の提案の在り方については、園所長会で私のほうから、プレゼンの在り方とか、研究報告の仕方であるとか、問題の柱立てとかについて問題提起をしております。

先ほど言いました、校園所長会議後の協議会と、それから教頭会議後の協議会で、先ほどありました牧の台小学校の研究の進め方についての発表があって、それが非常に刺激になったみたいで、自分たちの進め方みたいなものについてはメモされている方も多かったと思います。

基本的には、教育長の訓示から学校園所の教育目標、それを研修の柱立てとして見ていくことが一つと、子供の変容を見るために、タブレットなどを使って、授業を映すのではなくて、子供のしゃべっている活動を映して、そこで気になったことをメモして、データとして蓄積していくような、そういう発表ですけど、非常に分かりやすく好評でしたので、また機会があったら参加してください。この間の発表の資料を提供します。

そのような感じでしたので、幼児教育も少しずつですけど、発表の技術は上がっていていると思います。柱立て自体が少しぼんやりしているところがあったので。ありがとうございました。

ほか、ありますか。桜が丘小学校はどうでしたか。

- 治部委員 桜が丘小学校のプレゼンテーションもすごかったです。しっかりしていて、びっくりするぐらい。小学生がこんなにロジカルな思考して組み立てられ、正直驚いたぐらいのクオリティーだったと記憶しています。
- 例えば一つ、ごみをなくそうというプロジェクトとか、まさにSDGsそのもので、最近では、ビジネス界でもそれをどうやってビジネスモデルにしていくかみたいなのが議論されています。環境問題への意識が小学生にも芽生えていることを驚きました。
- 石田教育長 ありがとうございます。
- 倉見委員も桜が丘小学校の意見交流会、出席されましたけど、どうでしたか。感想や意見等ありましたらお願いします。
- 倉見委員 今、治部委員がおっしゃったように、かなりしっかりした発表だったと思います。
- 石田教育長 昨年度、4年生で提案された学年が5年生になってもう一回やるということで、そういう意味で、すごくいいと思ったのは、継続していたからと思うのですが、プレゼン能力がすごく高くなりました。コストに対する考え方とか、おねだりではなくて、その分コストがかかるからここを削ってくれという提案であるとか、それから、逆に、こちら側から質問した時に関して、きちっと相談しながら発表する人がものすごく増えたということで、これは、校園所長会で話したのですが、やっぱり、継続的に自分らの学んだことを外部に発信していくとか、提案していく作業は大事だとすごく思いました。
- 指導する教職員にとっても、一つ学びになったのではないかなということで、その学年、桜が丘小学校の今の5年生については、来年度の提案を待っているからお願いねとか言って、頑張りますみたいなことを言っていましたので、継続して3年間続いたらいいというふうに思います。ありがとうございました。
- 佐々木委員、何かありますか。
- 佐々木委員 中学校給食の献立意見交流会に参加しました。この問題を、さっところと言えるような問題ではないですけれども、お話を聞くに当たって、事前に給食センターのホームページなども目を通しまして、すごく季節に合った、行事とかも踏まえた記事も書かれて、それに合った献立を用意されているなっていうのはほんとうに感心するといいますか、なるほどという思

いで読ませていただいております。そのことと、各個人が何を食べたいかっていうところと、あと、食育という観点を、混ぜてしまうと議論が錯綜してしまうのではないかなというのを、保護者の立場として、教育委員の立場として、あと、弁護士の立場として考えておりました。

ですから、これから重ねてこういう交流会を持つ時には、自分がどの立場で、親の立場なのか、一市民の立場なのか、あるいは専門職の立場なのかというところからの観点を、何を目的達成、達成すべきゴールとして設定してのお話なのかというのを明確にして、それぞれが明確にして立場を、お話ししないといけないのではないかと思います。

今回は、中学生もしっかりと意見を伝えてくださったので、食べさせてもらうという言い方はちょっとまずいかもかもしれませんが、給食で、「給」、「給う」「与える」という意味の給食なのではなくて、1人の10代の子どもが何を食べたいかという意見を述べる場というのを、しっかりこれからも確保してあげて、可能な限り折り合いを付けて、譲れるところ、譲れないところを調整していかないといけないのではないかなというふうに思っております。この件に関しては、また今後も考えて意見などを伝えていきたいと思っております。

石田教育長 金子委員も参加されましたけど、同じ案件についてどんなご意見、感想ありますか。

金子委員 直接話し合いの場があるっていうのは、フィルターを通さない率直な意見交換になって、すごく良かったと思います。センターの方のご意見も、なるほどなって思うところもたくさんあって、意見っていうと文句を言うみたいな感じもありますけど、そうじゃなくて、前向きに、できるところは変えていくっていう感じでおっしゃっていたし、子供たちもそれを理解している話し合いになったと思えました。

給食施設の委託を受けている民間の方が、給食はやっぱり安全であることが第一だっておっしゃっていて、それがご飯の炊きむらに出てくるみたいな感じでおっしゃっていたので、まずはそこ、安全が第一っていうところは大きいと思えました。

石田教育長 ありがとうございます。

今まで給食についていろいろ、食育と書いて大人同士は話していたのですが、肝心の食する側の意見を聞いてこなかったことについて、意見にはいろいろなもの、要素も交じっているというのはご指摘のとおりです。

ど、まず聞くという。

述べるほうもそれなりのデータとか研究とかしていかなければならないので、そういう意味では、継続的にこういう場をつくるのは大事とと思いました。

自分自身もよく考えますけど、さっき佐々木委員が問題提起されました、給食の「給」が給する形になって、僕もすごく迷うのですが、みんなが一斉に同じものを食べる場所に給食の意味はあるのですが、今のこの世の中で皆が一斉に同じものを食べるってということ自体の矛盾もやっぱり呈してきているのではないかなと思っています。

現に、大人社会の中で皆同じものを食べるっていうのは、なかなか機会としてはそんなにないと思いますので、給食の意義、みんなで一緒に食べることの良さもあるけれども、みんなで一緒に食べるからこそ起こってくる課題みたいなものについても、やっぱり目を向けていかなければならない。

それがあって、食べる者の意見をあんまり聞いていないのではないかなという感じもします。文句言わずに食べることはもちろん大事かもしれないけど、やっぱり食べる者の意見を聞かなかったという体制自体は、給食のそういう体制にもあるのではないかなというのを思うのが一点と、今後、これは事務局の問題になると思うのですが、やっぱり、代表制ですね。出てきた生徒の意見がどれだけ子供たちの意見を反映しているのかということとか、そこで交流された意見をどうやって現場に返していくのか。

現場っていうのは2つ意味あると思うのですが、学校現場に返す意味と、センターへ、こっちの調理する側のほうに返していくのかという問題は今後考えていく必要があるかなというふうに思いました。ありがとうございました。

佐々木委員はほか、何かありますか。

佐々木委員

大丈夫です。

石田教育長

倉見委員、何かありますでしょうか。

倉見委員

特にございません。

石田教育長

金子委員、何か、研究授業等でありますか。

金子委員

北陵小の研究授業に行かせていただいて、デジタル・シティズンシップ

を取り上げられていたのですが、私、オンラインとか、ICTの使い方の、どういうふうに使っていくか、利用していくかっていうことがテーマなのかなって最初は思っていたのですが、最後、先生の講演の中で、デジタル・シティズンシップは人権教育だっというふうにおっしゃったのです。ICTの利活用を前提として、ネットっていう公共の作法とか振る舞いを学ぶことがデジタル・シティズンシップ教育とおっしゃったように私は受け取ったのですが、お話を聞いてなるほどと思って聞いていました。

デジタル・シティズンシップが、子供たちのICT活用のためにやっているのか、人権教育のためにやっているのか一緒になって、ちょっと目的が、私は最初、混乱して聞いたのが自分の中で課題でした。

あと、ランドデザインの検討委員会に参加させていただいたのですが、先生たちがより良いものを作ろうっていうふうに、すごい熱意というか、熱い思いで集まられて話し合っって作り上げていくっていう様子を間近で拝見して、これをほかの保護者の方とか市民の方にもこういう姿をどんどん見ていただきたいと思いました。

石田教育長

ありがとうございました。

北陵小学校のシティズンシップについては、私も見学といいますか、参観させていただきました。前も話しましたが、デジタル・シティズンシップは、シティズンシップ教育、市民教育または市民型教育といいますか、デジタルを通じてやることです。

私も、人権にまとめられるとちょっと違う意味合い、人権も含んでいますが、そればかりでもないような気はします。やっぱり、子供たちが大きくなって社会に参画する時の資質、能力として必要な参画の考え方とか仕方とか、そういうことを学んでいくこと、民主主義社会っていいですか、そこを構成していくメンバーの1人としてどんな力を付けるのかっていうところがシティズンシップで、デジタルを通じてやるということで、ある意味、デジタルを通じて人権的なことを学ぶと思っています。

そういう意味で、非常にデジタルというのはやっぱり、ある意味活用範囲が大きくて、例えば、川西養護学校の「みほらじ」は、車椅子の子がお昼の放送を動画で流すとかいうようなことをやっていること自体で、ああいうふうに社会参画の一つの方法として考えなければならぬと思います。

今回の授業自体は、自分がやっているインターネット等の活動がどんな影響を与えるのかを学んでいますけど、やっぱり難しいのは、情報モラルと混在してしまう難しさはあると思っています。

それとやっぱり、情報機器に関しては、子供によってすごく格差がある

ので、学年を通してやるっていうのは、よほど計画的にやっていかないと無理と思いました。

ただ、先ほどもありましたように、北陵小の校外授業研究も、情報幹事会が受諾しています。個人とかグループで研修を進めましょうということなので今年行っている発表の一つです。グランドデザインも自分たちで行い、現場の教職員が表に出て参加する場面が非常に多くなったのと、それに指導主事も積極的に関わって、指導主事だけじゃない、事務局の職員も積極的に関わってくれて、非常にいいボトムアップの力が付いてきたというふうに思います。ありがとうございました。シティズンシップもまた、教育委員トピックスに載せていますのでご覧ください。

最後、私のほうで前も話しましたかもしれませんが、東谷小学校の単元内自由進度学習が非常に衝撃的で良かったです。めちゃくちゃ良かったです。名古屋を見にいったりしましたけど、もう見に行く必要ないです。東谷小学校を見たら、十分単元内自由進度学習ができていうぐらい、授業者がきちっとその意味を把握されて授業されている。3年生だっですごく、子供が誰1人遊んでいる子いなかったです。集中してやっています。

もちろん、途中で集中力切れたりとか、やり方が分からなかったりするものもありますが、これももう他市に見に行く必要ないな、ここをみんなで研究したらいいなっていうぐらいでした。

その先生も、さっきのグループや個人でやる研修に手を挙げられて、自分で色んなところを見にいかれて、山形まで見にいかれていました。愛知も見にいかれたって言って。ですから、非常に勉強されていて、しかも、まねするのではなくて、自分の中でしっかり落とし込んでいるので、子供たちの活動がすごく良かったし、環境もすごく良くて、電気の通り方というので、廊下にはいっぱいいろんな道具があって、どの物質の時に電気が通りやすいかとかを自分でやれるのです。自分で興味持ったところやったり、のぞいてその成果を見たりとか、すごく良かったです。

それと、もう一つ良かったのが、それが個人の学びではないのです。学年全体でやられているのがすごく良かったのと、もっと言うたら、学校全体でやられているのがすごく良かったです。だから、狙いどおり、個人の学びが全体の学びに広がっているのです、すごく良かったです。私はものすごくうれしかったです。

ただ、やっぱり課題は、教育委員会の総務課か政策課かになるとは思いますけど、自由進度で子供たちが自由に動くとなると、いまの机や椅子では邪魔です。結局、がらがらって移動できない。やっぱり、探求型とか単

元内自由進度学習に耐えられるだけの教室を、各校園所、各校にやっぱり1つぐらいは机が自由に動かせるとか、そういうようなしつらえが必要で
す。前に金子委員との話で、国立の特別支援総合教育センター行った時に、
そういう研究、明日の教室、未来の教室、何かありました。

ああいうものをちょっと想定して、現場がそういう学習を進めたいよう
な環境づくりをしていく必要があると。来年度、それを研究していこうと
思いました。

長くなりました。ほか、よろしいですか。

そうしましたら、教育委員の活動については以上といたします。

次に、日程第4、議案第11号「教育委員会事務の補助執行の一部を解
除することについて」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(田中)

それでは、議案第11号「教育委員会事務の補助執行の一部を解除するこ
とについて」ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。本件は、補助執行の一部を解除する
ことについて、市長より協議を受けたことにつき、川西市教育委員会事務
処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

4ページをご覧ください。協議の内容につきましては、市長からの3月
18日付の協議書を添付しております。現在、市長部局のこども未来部が所
掌しております事務のうち、不登校・長期欠席の生徒（児童を含む）への
対応（学校が実施するものを除く）に関する執行を解除することにつつま
して、地方自治法第180条の7の規定に基づき協議を行うものでございま
す。このことによりまして、必要な規則等の改正を行おうとするもので
ございます。

回答案につきましては5ページをご覧ください。対象となる不登校・長
期欠席の生徒（児童を含む）への対応（学校が実施するものを除く）に
関することにつきまして、教育委員会事務の補助執行の一部を解除するこ
とに異議がない旨の回答案になっております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。何か質問、意見等はございますでしょうか。

協議会でもお話させていただきました。今回、こども未来部が中心にな
って、全体としての学校に行きにくい子供、いわゆる不登校と言われる子
供たちの計画について考えていただいたわけですが、基本的にどちらが
持っても難しいですけど、やっぱり不登校というだけあるので、学校が主

体的に関与すべきだということで、こういう補助執行になったという解釈になります。

今後とも、相談部門であることも未来部のほうとの連携は引き続き必要不可欠と思っていますけども、そういうような趣旨で今回の議案になっています。

何かご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第11号について、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては可決されました。

次に、日程第5、議案第12号「組織編制に伴う規則改正について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 (田中) それでは、議案第12号「組織編制に伴う規則改正について」ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。本案は、組織編制に伴い、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、補助執行業務の再編に伴い、規則の一部を改正する必要があるため改正しようとするもので、改正案の内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたします。

9ページをご覧ください。第7条の教育保育課の分掌事務におきまして、第16号中の「他部課に属するものを除く」を削るものでございます。なお、この規則は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。

これは、議案第11号に伴うものとして考えたらよろしいですね。先ほどの11号と同じに、それに付随するものということで12号がありました。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第12号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては可決されました。

次に、日程第6、議案第13号「組織編制に伴う関係規程改正について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案書の10ページをご覧ください。

(田中)

本案は、組織編制に伴う関係規程の改正を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるところでございます。提案理由は、補助執行業務の再編に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、改正しようとするものは2つの規定になります。改正案の内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたします。

13ページをご覧ください。1つ目の「教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部を改正」でございます。第2条中第11号「不登校・長期欠席の生徒への対応に関すること」を削ることに伴い、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号に改正するものでございます。

次に、15ページをご覧ください。市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程の一部を改正しようとする新旧対照表でございます。先ほどご説明いたしました、規程の改正と同様に、別表第2表関係の第9号の「不登校・長期欠席の生徒に関すること」について削り、それに伴い、第10号を第9号とし、第11号を第10号と改正するものでございます。なお、これらの訓令は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。これも11号、12号に伴いということでの提案ということですか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第13号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては可決されました。

次に、日程第7、議案第14号「川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 (田中) それでは、議案第14号「川西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の17ページをご覧ください。本案は、川西市教育委員会公告式規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、文言修正を行うため、規則の一部を改正する必要があるため改正するものでございます。改正案の内容につきましては、新旧対照表を基にご説明いたします。

19ページをご覧ください。川西市教育委員会公告式規則の改正でございます。第4条中（第2項の教育長の署名に関する事項を除く）を、押印廃止に伴い削るものです。なお、この規則は令和7年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。

これは、教育長の押印廃止に伴いということで解釈してよろしいですか。それではお諮りいたします。議案第14号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号につきましては可決されました。

次に、日程第8、議案第15号「川西市教育委員会事務処理規則及び、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

留守家庭児童育成クラブ担当課長 それでは、議案第15号「川西市教育委員会事務処理規則及び、川西市教

(川本) 育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の20ページをご覧ください。本案は、川西市教育委員会事務処理規則および教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、放課後児童居場所づくり事業を実施するに当たり、規則の一部を改正する必要があるため改正しようとするもので、改正案の内容につきましては、新旧対照表を基にご説明いたします。

21ページをご覧ください。川西市教育委員会事務処理規則における、別表第7項、教育推進部入園所相談課に関する事項中、第8号の次に第9号「放課後児童居場所づくり事業の運営に関すること」、第10号「放課後児童居場所づくり事業の利用の可否を決定すること」を追加しようとするものでございます。

次に、22ページをご覧ください。川西市教育委員会事務局事務分掌規則第7条、入園所相談課の項中、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に第4号「放課後児童居場所づくり事業に関すること」を加えようとするものでございます。

なお、この規則は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。

来年度実施する放課後居場所づくり事業というものをきちっと規程付けようという、そういう意味合いです。前に提案しました留守家庭とは違って、ちょっと緩い形の見守りを中心としたものをモデル事業としてやっていこうということで、こういう一連の提案になっていると思います。

事業の内容については以前、協議会等でもお話をさせていただきましたけど、何かご質問ありますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第15号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては可決されまし

た。

次に、日程第9、議案第16号「川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(田中)

それでは、議案第16号「川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。本案は、川西市立特別支援学校学則の一部を改正する学則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、小中学部の就学および高等部の入学の許可手続きの整備に伴い、学則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正案の内容につきまして、27ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行学則の抜粋で、右側が改正後(案)となっております。第5条を新たに(就学の承諾)として、「小・中学校の就学は、教育長が承諾する」を追加し、現行の第5条の(入学の許可)につきましては「高等部の」を追加し、第6条とし、第2項におきましても「前項の」を追加しようとする改正でございます。それらの追加により、以降第6条から第8条の条を1条ずつ繰り下げる改正になっております。

なお、この規則は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

これについても前回の協議会でありましたけど、佐々木委員、質問された内容は何でしたかね。入学を許可とか、就学と入学とか。

佐々木委員

協議会の時に質問したとおりで質問できるかどうか、ちょっとあれですけど、文言が「就学とは」というのと「入学とは」というのが、ちょっと私が分からなかったので質問した経緯がありました。

この文言は、あの時頂いた資料から特に変わってはないですね。

教育総務課長
(田中)

学校教育法施行令で、小中学校の「就学」と書いてあるので、それに文言を合わせています。

これも市の法制担当に確認しまして、小中学校は義務教育だから「就学」

と表現しています。法律の表記もそのようになっています。

高等学校は選考とか入試とかありますので、「入学」という表現。これも法律上の表現に文言を合わさせていただいております。

以上になります。

石田教育長 付随して、結局、小中学校については就学義務があるので、許可するものじゃなくて、させないといけないと。特別支援学校の小中学校部に就学することについては、教育支援委員会を経て教育委員会が判断するという事で、教育長が承諾するという意味合いになる。

ところが、高等部については、先ほども言いましたけど、就学の義務はないので、入学するかどうかというのは、基本的に選考した上で校長が許可すると。その文言が第5条と第6条で、改正後、より明確にした形になっているということです。

義務教育なので、小中学校については就学といいますし、特別支援学校について、そこに就学するかどうかについては教育委員会が判断するという事で、教育長が承諾すると、そういう文言になっているということです。

ほかに何か質問ありますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第16号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第16号につきまして可決されました。次に、日程第10、議案第17号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育推進部副部長
(岩脇) それでは、議案第17号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。本件は、川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて、市長に申し出るにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、学校給食において調達している食材料の継続的な物価高騰に伴い、現状の給食費では安定的な給食の提供が困難な状

況となっていることにより、保護者に負担を求めています、学校給食費の額を変更する必要があることから、同規則の一部を改正しようとするものであります。

議案書の30ページをご覧ください。制定しようとする内容につきまして、ご説明いたします。第5条関係の別表のうち、小学校および特別支援学校におきまして、主食、副食および牛乳の1食当たり学校給食費について、現行の276円を302円に、また、区分ごとの改正後の額につきましては、牛乳飲用停止給食を227円に、副食停止給食を118円に、牛乳のみの給食を75円に、米飯のみの給食を43円にそれぞれ改正しようとするものであります。

次に、中学校におきましては、主食、副食および牛乳の1食当たりの学校給食費について、現行の311円と345円に、また、区分ごとの改正後の額につきましては、牛乳飲用停止給食を270円に、副食停止給食を124円に、牛乳のみの給食を75円に、米飯のみの給食を49円にそれぞれ改正しようとするものであります。

議案書の31ページから33ページには、改正しようとする内容を新旧対照表としてお示ししております。

なお、この規則は令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

この案件につきましては総合教育会議、それから教育委員協議会で十分説明して、皆さんもご了解いただいていると思います。

あえて確認ですけれども、年度全体を通して高騰した場合は、価格改定という、徴収金を改定する形になる。年度途中の誤差については基金を活用するということで考え方を整理しています。

従いまして、来年度以降、まだ価格は安定しない状況もありますので、年度途中についての基金活用については担当課で柔軟にやっていただくようによろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

ほか、何か質問、ご意見ありますか。よろしいですか。

治部委員。

治部委員

念のための確認です。この保護者負担額が改定されて値上げになることによって、例えば、相対的貧困のご家庭とか、就学援助を受けているお子さん、ご家庭が苦勞することはないという方向で調整いただいていると思

いますが、そのへんいかがでしょうか。

教育推進部副部長
(岩脇) 給食費の関係ですけれども、実際に就学援助の対象となっております世帯に対しましては、元から給食費を頂かず、現物支給というような形での支援を行っておりますので、今回の改訂につきまして、その対象のご家庭に負担が大きくなるとか変わるということはありません。
以上です。

石田教育長 よろしいですか。
それではお諮りいたします。議案第17号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては可決されました。

次に、日程第11、議案第18号「川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(田中) それでは、議案第18号「川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の34ページをご覧ください。本案は、川西市教育委員会に係る個人情報の安全管理措置に関する取扱規程を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めらるものでございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、「行政機関の長等は、保有個人の情報漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定され、川西市の個人情報の安全管理措置に関する取扱規程が制定されたことにより、教育委員会においても新たに制定するものでございます。

なお、参考までに、川西市個人情報の安全管理措置に関する取扱規程の条文を36ページに付けております。準用により読み替えをするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は以上です。

これも、この間の協議会の時にちょっと話題になりましたけど、今まではどうだったのかという解釈、36から38に取扱規程を載せていただいていますけど、1つはまず、これが改定されるまでどういう取り扱いになっていたかということが話題になりました。

教育総務課長 (田中) この改定前につきましては、川西市の個人情報保護条例でこの安全管理措置を制定しておりまして、その中に入っております。

今回、令和5年4月1日に、この個人情報保護法が改正されました。この改正理由といたしましては、従前は国の行政機関と独立行政法人と、民間事業者の個人情報と、地方公共団体、それぞれ個人情報の関する法律がばらばらだったのが、令和5年4月1月に一本化されて、地方公共団体にも適用すると。それで、令和5年4月1日には、川西市の個人情報保護条例も廃止されまして、個人情報保護法の施行条例と決めました。

その中で、昨年9月に安全管理措置も、市長部局がその準用、経過措置から新たに定められましたので、今回、教育委員会も制定するものでございます。以上です。

石田教育長 よろしいですか。

ということで、ばらばらだったというのが、それが統一されたということに伴って、川西市に準用して、教育委員会としてもそういう議案を挙げているということです。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第18号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては可決されました。ここで倉見委員、一時退席されるということでよろしいでしょうか。

倉見委員 まだあと10分ぐらい大丈夫です。

石田教育長 教育政策課長、議案第19号、どれぐらいの時間見えていますか。10分ぐらいかかりますね。かからないですか？ それでは、議案第19号いきましょ

うか。

日程第12、議案第19号「令和年度版『川西の教育』について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(富本)

それでは、議案第19号「令和7年度版『川西の教育』について」ご説明いたします。

議案書39ページをお開き願います。本案は、令和7年度版「川西の教育」について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものであります。

40ページをご覧ください。本市では、教育委員会の基本的な方針は総合計画で定めておりますが、教育行政を進めていく上での具体的な内容につきましては、この「川西の教育」に明示することとしています。

令和7年度版「川西の教育」での改訂箇所につきましては、「川西の教育」のほうのページ数で申し上げます。1ページから9ページになってございます。

まず、1ページのほうでは「川西の教育」の位置付けを、3ページから4ページで教育委員会の令和7年度の重要施策を、次に5ページから7ページで、教育委員会事務局のこれまでの主な取り組みを記載しております。

次に、8ページから9ページでは、令和7年4月に発行するグランドデザインの内容を反映し、今回の「川西の教育」から、学校園所の主な取り組みを新たに記載しております。

10ページ以降につきましては、改訂はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

昨年度からアクションプランという形で、「川西の教育」を総合計画の中の具体的な施策とか、そしてその後、現場の取り組みをグランドデザインという形で掲載するという形で1つにまとめさせていただいております。

一応見ていただいていると思っています。評価委員による評価もここに掲載していますので、これを見たらその年度の取り組み、過年度の取り組みが分かるような形になっています。

何かご質問等ありますか。治部委員。

治部委員

質問というよりは意見に近いと思いますが、他市がつくる教育委員会のアクションプランを見ていると、もうちょっと国の施策をベースにしてい

るものが多い印象がありますが、川西市においては、市独自のアクションプランが非常に多くて、かなり積極的だなというような印象を、こうやって見返しても受けます。なので、事務局の方には感謝です。

石田教育長 一つは、重複する内容について、基本計画等は大綱もあることですから、基本的にコンパクトにまとめていこうというのが一つあります。

それと、今言われたように、実際の取り組みと結び付けて、大綱に基づきどんな施策をしているのかということを見やすくするということが2つ目です。それに対して評価委員会からどんな評価を頂いているかというのが3つ目になるということです。

だからそういう形で、今、意見をいただいたように、事務方がかなり整理して、今後の活用が見やすいようにしてあると思っています。よろしいでしょうか。

私自身はちょっと、これが学校園所の現場にあんまりうまく活用されていないので、訓示の際にこれを掲載して、グランドデザインと同時にぶら下げていくような形で話していかないと、訓示は訓示でまた3つ目標あります。これはこれでこんなふうになっていますって、ばらばらな形にならないように、系統性をもうちょっと強調して、学校園所現場に発信したいなというふうに思っています。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第19号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては可決されました。倉見委員、時間は大丈夫でしょうか。

倉見委員 この次でどのぐらいかかりますか。あと4分ありますけど、大丈夫ですか。

石田教育長 次は、時間がかかります。倉見委員、ここが議案の切りのいいところです。

倉見委員 分かりました。申し訳ありません。ちょっと中抜けさせていただきます。

石田教育長 それでは倉見委員、退室願います。一応、倉見委員が退席ですが、4名、

教育委員参加していますので、教育委員会として成立するという事で継続させていただきます。

日程第13、議案第20号「「川西の教育」グランドデザインについて」であります。

事務局から説明をお願いいたします。

教育保育課長
(三石)

それでは、議案第20号「「川西の教育」グランドデザインについて」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の56ページをお開き願います。本件については、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、「川西の教育」グランドデザインについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。本市では、教育行政の具体的な内容を「川西の教育」で明示しておりますが、本市の教育保育の方向性や、具体的な取り組みなどについて、より分かりやすく概要にまとめたグランドデザインを新たに作成し、子供や保護者、教育保育職員、市民に対して広く周知を図ろうとするものでございます。この内容を検討するにあたっては、川西市教育委員会事務局だけではなく、学校園所から検討委員を募り、希望された21名の教育保育職員と協議を重ねて編集いたしました。

内容といたしましては、教育大綱で示す基本方針を「まなぶ」「たずさわる」「つながる」「ととのえる」「つつむ」の5つのテーマに集約し、そのテーマを意味の近い英単語になぞらえて、その英単語の頭文字をつなぎ、「QUEST」というキャッチフレーズを掲げました。

「QUEST」という英単語には、冒険する、探求するという意味があり、多様な学び方を大切にすることを表現しており、キャッチフレーズとして、親しみやすく記憶に残りやすい言葉になるよう検討いたしました。

次に、具体的な掲載内容をご説明いたします。

58ページをご覧ください。5つのテーマに関しまして、各テーマに関連する特に重要な取り組みや方向性等について、解説する文を付けて掲載しております。また、それ以外の中心的な取り組みや実践等はキーワードで掲載しております。

57ページをご覧ください。裏表紙に当たる箇所には、グランドデザインに関する説明、教育長からのメッセージ、検討委員のメッセージを掲載しております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。このグランドデザインについては金子委員も部会

に参加していただいて、いろいろ意見をいただきながら、あと、また、意見をいただいたものを修正の形になります。まだ、もしかしたら若干の修正、イラスト等に若干の修正はあるかもしれませんが、大きくはこういう形でやるということです。

非常にいい出来じゃないですか。

何かご質問等、御意見はございますか。いい感じですよ。ちゃんと魔術師までいますしね。いいと思います。

当初もありましたけど、各現場からの参加者の活発な意見、グループごとのデザイン検討委員会での活発な意見。それと、もう一つうれしかったのは、教育委員会事務局の中の広報戦略プロジェクトチームが非常にやってくれまして、これは指導主事だけでなく、事務局職員も非常にそれぞれの才能を発揮して、イラストなんかも全部自分たちで作って、配色等も考えてやってくれていました。

「QUEST」という遊び心にうまく寄せて、子供たちが教育現場で探求の学習をする時の一つの指針になればいいかなというのが一つと、もう一つは、昨今、外部からの視察がものすごく多くなってきましたので、その視察の際に教育、川西としてこういうことを取り組んでいますということで、アクションプランの下の広報として伝えて発信していくことが大事というふうに思います。

何か質問いいですか。いいデザインですね。よろしいですか。

それではお諮りいたします。

治部委員。

治部委員

教育と福祉の両方の観点が見合っているのがいいなって思います。学校現場に少しでも福祉的な視点があると、それが多様性であり、学びやすさにつながっていると思うので、教育的な視点と福祉的な視点と一緒にあるというのは理想的な気がします。以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

来年度はこれに伴って、各学校園所の中心となる取り組み、実践をこれに足していくという形で、それを令和8年度には発行したい。そのことによって、全体としてそれぞれの学校園所の取り組みを加味した形で発信したいと思っています。ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。議案第20号につきまして、これを可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。次回の教育委員会は4月17日の木曜日、午後2時から市役所4階、庁議室において定例会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和7年第7回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後3時3分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和7年4月17日

署名委員 佐々木 歌織

治部 陽介